

令和7年度森林病虫害戦略的防除調査検討委託業務 企画提案募集要領

1 委託業務の概要

(1) 目的

本事業では、松くい虫被害の効果的・効率的な防除に資することを目的として、先行事業で示した防除方針に基づく被害状況の監視及び防除効果の検証を引き続き行うとともに、被害未発生地域への被害侵入防止を目的とした監視体制の構築に取り組む。また、松くい虫被害が激甚化している久米島町において、将来的な被害再燃を抑制するための取組について検討を行う。

併せて、県内での被害発生が懸念されているその他森林病虫害（シイ・カシ類萎凋病等）の早期発見・早期防除に資することを目的に、県内での被害発生状況を調査するとともに、監視体制の構築に取り組む。

(2) 事業期間

令和7年度～令和9年度

ただし、令和8年度以降の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。また、国の予算措置及び補助金の交付を前提としており、3年間の事業を保障するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月19日までとする。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 沖縄県の「令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」の調査業務区分に登録されていること。
- (2) 過去直近10年間において、対象業務と同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること。
※同種業務：公的機関が発注した沖縄県内における樹木の病虫害被害に関する調査・解析・実証業務
※類似業務：同種業務以外の沖縄県内の自然環境に関する調査業務
- (3) 次のいずれかの資格を有する技術者を保有すること。
 - ・技術士（森林部門（森林土木除く）、環境部門）
 - ・樹木医
 - ・林業技士（林業経営部門、森林評価部門、森林環境部門、森林総合管理部門）
- (4) 管理技術者として上記(2)の業務実績を有し、かつ、上記(3)の資格を有している者を管理技術者として配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

※ 地方自治法施令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 31 条第 1 項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (6) 参加表明書提出日から契約締結日までに「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 契約締結日以前 6 ヶ月以内に金融機関において不渡り手形等を出していないこと。
- (8) 国及び県、市町村税の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。
- (9) 契約締結日までに、会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体でないこと。また、沖縄県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者又は団体でないこと。
- (11) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置している法人であること。
- (12) 共同企業体で応募する場合、以下の全ての要件を満たすこと
 - ア 共同企業体の代表者(幹事企業)の出資割合が最大であること。
 - イ 全ての構成員は、出資割合が 30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の代表者は(1)、(2)、(3)、(4)の要件を満たすこと。
 - エ 全ての構成員は、(5)～(11)の要件を満たすこと。

3 応募方法等

(1) 参加表明

- ア 提出期限：令和 7 年 7 月 11 日(金) 15:00 まで
- イ 受付時間：休日を除く 9:00 から 17:00 ※最終日除く
- ウ 提出資料：
 - ① 参加表明書(様式第 1 号)
 - ② 会社概要書(様式第 2 号)
 - ③ 同種又は類似業務実績調書(様式第 3 号)
 - ④ 業務の実施体制(様式第 4 号)
 - ⑤ 配置予定技術者の経歴等(様式第 5 号)
 - ⑦ 管理技術者の過去直近 10 年間の同種又は類似業務実績(様式第 6 号)
 - ⑧ 誓約書(様式第 7 号)
 - ⑨ 共同企業体協定書(様式第 13 号) ※共同企業体で応募する場合
- エ 提出方法：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては期限内必着とする。
- オ 提出部数：1 部
- カ 選定通知：参加表明に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果を令和 7

年 7 月 14 日（月）までに通知する予定である。

(2) 企画提案に関する質問

ア 質問期限：令和 7 年 7 月 22 日（火） 15:00 まで

イ 提出方法等：当課あて電子メールに質問書【様式第 12 号】を提出すること。なお、件名を「【質問】令和 7 年度森林病虫害戦略的防除調査検討委託業務」とすること。メール送信後は念のため電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答の方法：令和 7 年 7 月 25 日（金）（予定）までに当課ホームページにて行う。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和 7 年 7 月 29 日（火） 15:00 まで

イ 受付時間：休日を除く 9:00 から 17:00 ※最終日除く

ウ 提出資料：① 企画提案応募申請書（様式第 8 号）

② 会社概要書（様式第 2 号）

③ 同種又は類似業務実績調書（様式第 3 号）

④ 業務の実施体制（様式第 4 号）

⑤ 配置予定技術者の経歴等（様式第 5 号）

⑥ 管理技術者の過去直近 10 年間の同種又は類似業務実績（様式第 6 号）

⑦ 業務の実施方針書（様式第 9 号）

⑧ 業務内容に対する企画提案（様式第 10 号）

⑨ 積算書（様式第 11 号）

※事業期間 3 年間に係る企画提案及び概算見積を行うこと。

エ 提出方法：持参又は郵送により提出。なお、郵送においては期限内必着とする。

オ 提出部数：8 部（原本 1 部、残りは原本の写しとする。原本は押印を行うこと。）

4 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

5 プレゼンテーション審査

企画提案書の内容について、下記によりヒアリング（プレゼンテーション審査）を行う。

ア 日 時：令和 7 年 8 月 4 日（月）（予定）

イ 場 所：県庁 9 階第 4 会議室（予定）

ウ その他：ヒアリングの具体的な日時・場所は、選定後に追って連絡する。ヒアリングの出席者には、配置予定管理（担当）技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大 3 名以内とし、説明時間は 25 分間（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 5 分）とする。

6 審査の方法

- (1) 応募数が6者以上の場合は、1次審査（書類審査）を行い、上位5者について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募数が5者以下の場合は、全ての業者が2次審査の対象となる。なお、1次審査を行った場合、上位5社から漏れた業者については、その結果を令和7年7月31日（木）までに通知する予定である。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて審査、評価する。
- (3) 合計点の高い方を上位として、審査者ごとに順位付けを行う。全ての審査者の順位を平均し、最も上位の事業者を特定する。最も上位の事業者が複数になった場合は委員の多数決により特定する。（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない）
- (4) 前項によって特定された応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。
- (5) 審査員全員の評価の点数が6割未満となった事業者は特定しない。

7 評価基準

審査にあたっては、別途示した評価基準に記載する内容について評価を行う。

8 スケジュール

7月 4日（金）	公募開始
7月 11日（金） 15:00	参加表明書提出締切
7月 14日（月）	参加資格審査結果通知
7月 22日（火） 15:00	質問書提出締切
7月 29日（火） 15:00	企画提案書提出締切
7月 31日（木）	1次審査結果通知（6社以上の提案があった場合）
8月 4日（月）	プレゼンテーション審査（予定）
～8月中旬採択・決定～契約	

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当するときは免除とする。

10 配置予定技術者の確認

- (1) 企画提案書の特定後、TECRIS、AGRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばない場合がある。
- (2) 病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして県に承認された場合のほかは、企画提案書の差し替えは認めない。
- (3) 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、「2 参加資

格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

11 支払条件

概算払い(契約締結時) 契約金額の30%以内

※出来高等を確認の上、契約書第31条第2項の規定に基づき概算払いを請求することができる。

12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責めに帰さない事由により、企画提案書に影響を及ぼす場合は、現状の状況により必要に応じ、発注者と協議して提案書内容を変更するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 書類提出及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 業務の実施にあたっては、実施内容を県と随時協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、プレゼンテーションへの出席等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (7) 採択された者が、契約締結日までに参加資格要件に該当しないこととなった場合及び欠格要件に該当することになった場合は評価を無効とし、次順位の者を繰り上げる。
- (8) 採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- (9) 先行事業について、関係資料(報告書等)の貸与を求めることができる。貸与を希望する者は、当課あてに電話又は電子メールで依頼すること。
- (10) 一般管理費は10%で計上すること。ただし、業種特有の理由や独自の規定等により一般管理費が10%を越える場合においては、その妥当性について根拠を示し、説明すること。

14 お問い合わせ先、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 森林経営班 担当 宮城

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁9階)(閉庁日は除く)

電話番号:098-866-2295 FAX:098-868-0700

Eメール:aa048210@pref.okinawa.lg.jp